

平成 27 年度からの
新制度です！

古い木造住宅を解体し 防災空地として整備する費用を補助します

密集住宅市街地における古い木造住宅のさらなる除却促進を図るため、「重点整備エリア」を対象に、木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合の補助制度を実施しています。

対象地域

重点整備エリア（裏面参照）

主な補助の要件

< 解体する建物 >

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅（戸建住宅・集合住宅）等

< 敷地等 >

- ・ 幅員 6 m 未満の道路に面している
- ・ 大規模空地や幹線道路に隣接していない
- ・ 敷地面積 50 m² 以上 等

< 防災空地 >

- ・ 整備後の防災空地を地域住民等が管理
- ・ 災害時の避難等に役立つ空間として整備し、公共の用に供するものとして常時開放 等

< その他 >

- ・ 土地所有者等、地域住民等、市の三者で防災空地の管理等に関する協定を締結
- ・ 5 年以上、土地の無償使用貸借契約を市と締結

補助の内容

木造住宅の解体費用の一部を補助

【補助率】 2 / 3

【補助限度額】戸建住宅：100 万円

集合住宅：200 万円

（長屋等の一部解体は 100 万円）

空地の整備費用の一部を補助

【補助対象項目】舗装、植栽、防災倉庫の設置、かまどベンチ 等

【補助率】 2 / 3

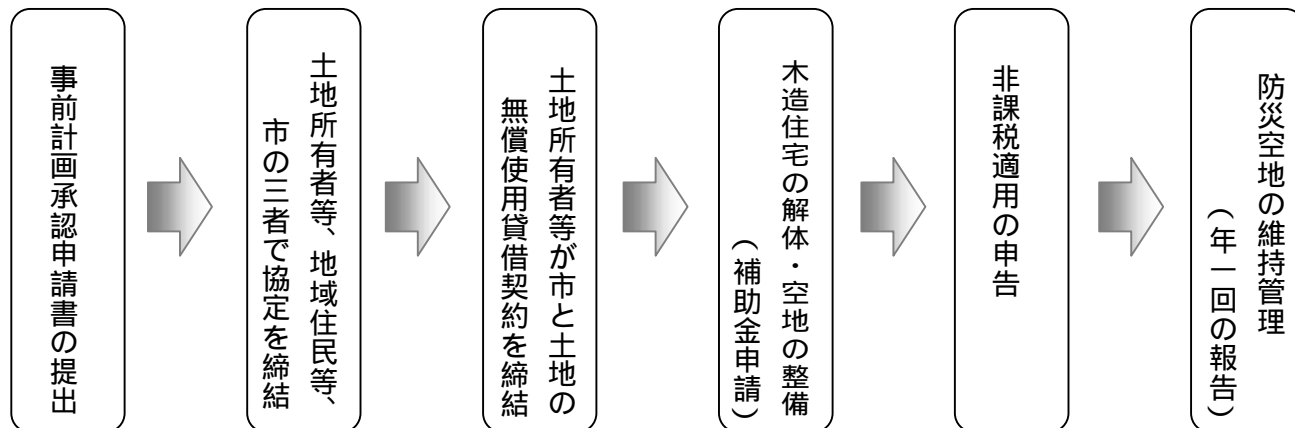
【補助限度額】120 万円

建物内の残存物の撤去費等は補助の対象外
補助対象面積あたりの限度額あり

その他

本制度を活用して防災空地として整備した場合、土地の固定資産税・都市計画税が非課税になります。
（整備の翌年以降から無償使用貸借契約の終了年まで）
別途、解体のみを行う場合の補助制度もあります。

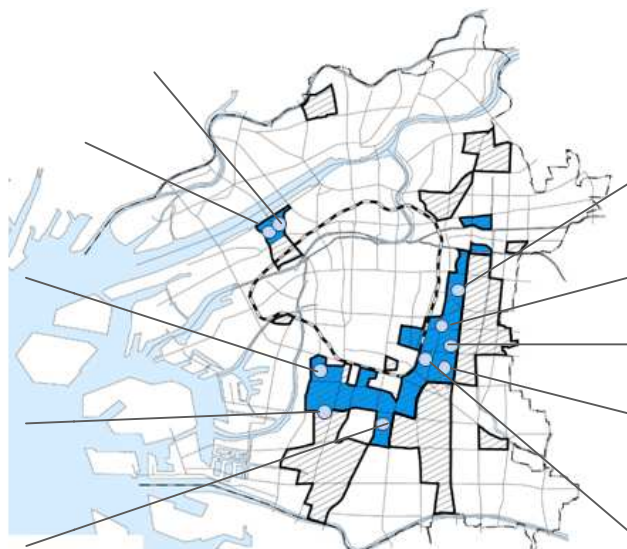
手続きの流れ



手続きに関する主な注意事項

- ・ 空地の整備のみに対する補助は行っていません。
- ・ 補助金の交付決定前に契約または工事着手をした場合は、補助金を受けることができません。
- ・ 補助金は工事金額の支払いを確認した後の振込となります。
- ・ 補助金額については、予算の範囲内となります。
- ・ 掲載している補助金は所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

重点整備エリア



| エリア名称 | 所在地（住居表示） |
|-------------------------------|---|
| 福島区モデルエリア（海老江西地区） | 海老江7丁目、海老江8丁目 |
| 西成区モデルエリア （木津川平野線沿道） | < 木津川平野線沿道北側 30m > 千本北1丁目（12～17番の一部、19～20番の一部） 千本北2丁目（28～29番の一部、31～32番の一部） 千本中1丁目（9番の一部、18～19番の一部） 千本中2丁目（1～3番の一部） |
| 生野区南部地区 | 生野東1丁目、生野東2丁目、生野東3丁目、生野東4丁目、 勝山南3丁目、勝山南4丁目、舍利寺1丁目、舍利寺2丁目、 舍利寺3丁目、林寺2丁目（生野線以北）、林寺3丁目、林寺5丁目 |
| 西成区北西部地区 | 旭1丁目、旭2丁目、旭3丁目、 北津守3丁目（尼崎堺線（新なにわ筋）以東）、 北津守4丁目（尼崎堺線（新なにわ筋）以東）、 鶴見橋1丁目、鶴見橋2丁目、鶴見橋3丁目、出城3丁目、 長橋1丁目、長橋2丁目、長橋3丁目、中開3丁目、南開2丁目 |
| 福島区海老江東地区 （防災コミュニティ道路認定地区） | 海老江2丁目、海老江3丁目（1～23番）、海老江4丁目 |
| 東成区中本地区 （防災コミュニティ道路認定地区） | 中本4丁目、中本5丁目（1～19番、23番、25～27番） 大今里西1丁目（1～15番、19番の一部、20番） |
| 生野区北鶴橋地区 （防災コミュニティ道路認定地区） | 鶴橋1丁目、鶴橋2丁目、鶴橋3丁目、鶴橋4丁目（1～13番） 鶴橋5丁目（1～19番） |
| 生野区東桃谷地区 （防災コミュニティ道路認定地区） | 勝山北2丁目、勝山北3丁目、 勝山北4丁目（1番の一部、2～9番、11～13番、14番の一部） 勝山南2丁目（1～2番、3番の一部、4～5番、6番の一部）、 桃谷3丁目（22番の一部、23番） |
| 生野区勝山地区 （防災コミュニティ道路認定地区） | 勝山北1丁目、勝山南1丁目、生野西1丁目、生野西2丁目、 生野西4丁目（14番） |
| 阿倍野区阿倍野地区 （防災コミュニティ道路認定地区） | 王子町2丁目、王子町3丁目、阪南町2丁目、阪南町3丁目 |

ご相談・お問い合わせ先

< 生野区南部地区 以外 >

大阪市都市整備局企画部住環境整備課
密集市街地整備グループ
 電話：06（6208）9234
 大阪市北区中之島1-3-20（大阪役所6階）

< 生野区南部地区 内 >

大阪市都市整備局 生野南部事務所
 電話：06（6717）8266
 大阪市生野区勝山南3-1-19（生野区役所5階）

～ 補助要件など紙面の都合上省略している部分がありますので、詳しくは、窓口までお問い合わせください～